

碧南市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

消費税率が令和元年１０月１日に８パーセントから１０パーセントに引き上げられることに伴い、消費税増税相当分を碧南市民病院の料金等へ上乗せするため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 碧南市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（第１２条及び別表関係）

健康保険法（大正１１年法律第７０号）その他の法令による診療以外の診療における料金の計算に用いる計数を１．０８から１．１に改め、その他の碧南市民病院を利用する場合の料金を次のとおり改める。

区分	種別			金額（円）	
				改正後	現 行
個室使用料	特室	A	その他のもの	１日 13,200	１日 12,960
		B	その他のもの	１日 7,700	１日 7,560
	個室	A	その他のもの	１日 3,300	１日 3,240
		B	その他のもの	１日 2,750	１日 2,700
文書料	診断書	入学又は入園の診断書、公傷用の診断書及び一般の診断書		１件 1,100	１件 1,080
		死亡診断書		１件 2,200	１件 2,160
		特定疾患診断書		１件 2,200	１件 2,160
		保険金、年金、手当等の請求をするための診断書及び身体障害者手帳交付申請のための診断書		１件 3,300	１件 3,240

		自動車損害賠償責任保険後遺症診断書	1 件 4,400	1 件 4,320
		自動車損害賠償責任保険診断書	1 件 4,400	1 件 4,320
		自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書	1 件 4,400	1 件 4,320
	証明書	妊娠証明書、出産証明書、通院証明書及び入院証明書	1 件 1,100	1 件 1,080
		出生証明書及び死産証明書	1 件 2,200	1 件 2,160
		生命保険用の通院証明書及び入院証明書	1 件 3,300	1 件 3,240
	医師面談料（患者及びその家族以外の代理人が、患者本人の同意を得た上で、当該患者に係る診療情報の提供を面談により求める場合のもの）		1 回 5,500	1 回 5,400
検案料		1 回 5,500	1 件 5,400	
死体処置料		1 件 2,200	1 件 2,160	
未紹介患者初診料		1 件 2,200	1 件 2,160	

- (2) 碧南市保健センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正（附則第 2 条～第 5 条関係）

診断書及び証明書の発行に係る文書料について、碧南市民病院の料金の改正と整合性を図るため、次のとおり改める。

施設	区分	金額（円）	
		改正後	現 行
碧南市保健センター	診断書	1,100	1,080
碧南市休日診療所 碧南市休日歯科診療所	診断書 保険金の請求をするための 診断書	3,300	3,240

参考資料 5

碧南市障害者歯科診療所		その他診断書	1,100	1,080
	証明書	保険金の請求をするための 通院証明書	3,300	3,240
		その他通院証明書	1,100	1,080

3 施行年月日

令和元年10月1日